

## 熊本県いじめ調査委員会調査報告書の概要について

H29.7.14 熊本県いじめ調査委員会

### 1 委員会の概要

「熊本県いじめ調査委員会」

- ・ いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第30条第2項及び第31条第2項に基づく知事の附属機関
- ・ 知事からの諮問を受け、いじめに係る重大事態について学校等が行った調査の再調査を行う機関
- ・ 法律、医療、心理、福祉、教育の専門分野から選任した5人の外部委員で構成

【委員構成】

（五十音順）

専門分野	氏名	所属
教育	こが のりつぐ 古賀 倫嗣（委員長）	熊本大学教育学部教授
法律	さかもと くにひこ 坂本 邦彦	坂本邦彦弁護士事務所
福祉	しとう ゆきこ 紫藤 千子	紫藤社会福祉士事務所
心理	たかはら あきこ 高原 朗子	熊本大学教育学部教授
医療	よこた しゅうぞう 横田 周三	医療法人横田会向陽台病院理事長

### 2 事案の概要

平成25年8月、本県の県立高等学校（以下「学校」という。）1年の女子生徒（以下「Aさん」という。）が夏季休業中に自宅において自死するという事案が発生した。

学校は、遺族の「何があったか知りたい」という意向に応えるとともに、生徒の心のケアや再発防止に組織的に対応することを目的として校内プロジェクト会議を設置し、教職員からの事実確認や生徒からのカウンセリングの中での聴取り等の調査を行った。この間の調査は、自死の事実を伏せたまま行われた。校内プロジェクト会議の調査結果については、遺族から文書による報告を求められたことにより、平成26年10月に中間報告をまとめ、遺族に対して報告を行った。遺族は、本報告を含めこれまでの学校の対応が不十分である旨県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に伝えるとともに、報道機関を通じてAさんの自死について公表した。

このことを受け、学校は、「熊本県立学校におけるいじめの防止等のための組織及び重大事態への対処に関する規則」（以下「規則」という。）に基づき、平成27年2月、外部専門家3人を含む学校調査委員会を設置し、新たな調査体制のもとで全校生徒を対象とした初めてのアンケート調査や個別の聴取り調査を行い、平成28年2月、遺族にその調査結果を報告したが、遺族はこの結果に納得できないとして、本委員会による再調査を求められた。

本事案は法施行前に発生した事案であるが、法の趣旨や考え方を踏まえ、本委員会での再調査を行うことが適当であるという判断がなされ、知事から再調査に関する諮問が行われることとなった。

### 3 知事からの諮問事項

平成25年8月に県立高校で発生した重大事態に係る学校調査の結果について、下記のとおり調査審議することを諮問する。

- (1) 学校調査のプロセスや方法等について
- (2) 学校調査の見解について
- (3) 学校における再発防止等のための取組みについて

### 4 審議経過

調査委員会の開催	<p>平成28年5月2日～平成29年6月5日までの間、合計18回の調査委員会を開催した。</p> <p>【開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回委員会：平成28年 5月 2日</li> <li>第2回委員会：平成28年 6月13日</li> <li>第3回委員会：平成28年 7月10日</li> <li>第4回委員会：平成28年 8月 1日</li> <li>第5回委員会：平成28年 9月 2日</li> <li>第6回委員会：平成28年10月13日</li> <li>第7回委員会：平成28年11月 4日</li> <li>第8回委員会：平成28年11月24日</li> <li>第9回委員会：平成28年12月15日</li> <li>第10回委員会：平成29年 1月 5日</li> <li>第11回委員会：平成29年 1月16日</li> <li>第12回委員会：平成29年 2月 6日</li> <li>第13回委員会：平成29年 2月27日</li> <li>第14回委員会：平成29年 3月15日</li> <li>第15回委員会：平成29年 3月28日</li> <li>第16回委員会：平成29年 4月17日</li> <li>第17回委員会：平成29年 5月 8日</li> <li>第18回委員会：平成29年 6月 5日</li> </ul>
聴取り調査の実施	平成28年6月～11月の間、遺族、Aさんの友人、校長、学校調査委員など、9人から聴取り調査を行った。
個別検討実施	平成28年8月、委員会の開催とは別に、 <u>心理分析などの個別検討</u> を行った。

## 5 検証結果

### (1) 学校調査のプロセスや方法等についての検証

本事案は、法施行前の平成25年8月に発生し、学校による調査開始から遺族に最終的な調査報告書が提出されるまでに約2年半の歳月を要することとなった。本委員会では、「調査組織」、「調査方法」、「遺族への対応」、「教育委員会の関わり」の4つの視点で調査プロセスに係る事実を確認しながら検証した。

#### (調査組織)

- ・学校調査委員会の委員構成は、委員長も含み委員の過半数が外部の専門家であったことから、委員会の公平性・中立性に配慮されており、専門的な見地からも調査が行える体制であった。しかしながら、学校は、委員の就任理由や役割について、遺族に説明を尽くしたとは言えない状況であった。

#### (調査方法)

- ・校内プロジェクト会議が設置された当初、学校は、「いじめはなかったか」という認識で事実を追求する姿勢が希薄であり、自死した事実を在校生徒や保護者に伝えることを前提とした「詳細調査」の実施の判断が主体的になされなかった。

#### (遺族への対応)

- ・校内プロジェクト会議による調査の期間、調査の手順等について遺族と学校間で認識の相違があった。学校は、調査の手順などをあらかじめ遺族に丁寧に説明をし、共有化する必要があるという認識が不足していた。

#### (教育委員会の関わり)

- ・校内プロジェクト会議による調査の期間、学校の調査に対して教育委員会による指導が十分になされたとは言えず、「詳細調査」の実施についても遺族に提案し協議すべきであるという指導は適切に行われなかった。

### (2) 学校調査の見解についての検証

#### ① いじめの定義

##### 【法における「いじめ」の定義】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

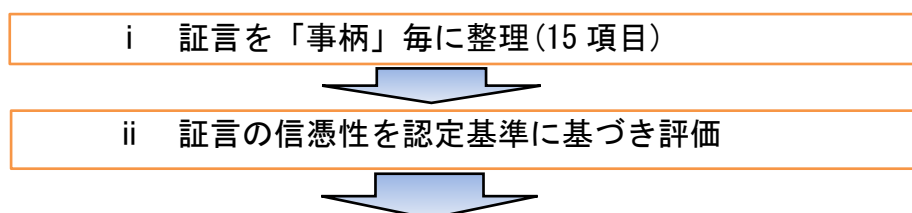
法の具体的運用を定めた国の基本方針には、「いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である」と記載されており、心理的又は物理的な影響を与える行為によって児童等が心身の苦痛を感じていれば、まずはいじめとして受け止め、本人の苦痛に目を向けるべきという考え方である。

これに対して、学校調査委員会は「けんか・トラブル」の渦中にある両者から相互に行われた行為については、少なくとも「双方向性」が確認できる場面では、「本人が心身の苦痛を感じた」という要件のみを根拠に、「いじめ」と認定することは難しいという判断から、「いじめ」と認定しなかった。

しかしながら本委員会では、上記法及び国の基本方針の趣旨に沿って、たとえ「双方向性」が認められる場面であっても、その行為により受けた本人の心身の苦痛に目を向けて判断すべきとの考えに立っていじめの認定を行った。

## ② いじめ認定のプロセス

本委員会では、学校調査委員会がアンケート調査や聴取り調査から確認した証言を事柄毎に整理し、証言の一つ一つの信憑性を評価したうえで、本委員会が設定した事実認定基準に基づき「いじめの可能性のある行為」を認定する作業を行った。さらに、その中でいじめの有無について判断した。

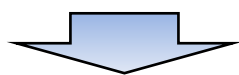


「事柄」の事実認定にあたっては、本委員会が独自に設定した下記4段階の認定基準に基づき判断することとした。

【事実認定基準（熊本県いじめ調査委員会報告書（H27.1.15）から）】

◎	確かである	当事者として直接体験した（本生徒に言った・した、本生徒から直接聞いた・された）という証言がある。
○	確からしい	当事者ではなかったが、現場で直接見た（聞いた）という証言が複数ある。もしくは、一人だけの証言ではあるが内容から信頼性が高いと判断できる。
△	確かだと確認できない	当事者ではなかったが、現場で直接見た（聞いた）という証言が一人だけ、もしくは、伝聞情報は複数あるが信頼性が高いとは判断できない。
×	確かだと認められない	伝聞の証言のみ、相反する証言がある等。

※本委員会としては、◎（確かである）あるいは○（確からしい）に該当した「事柄」を事実として認定することとした。



iii 「いじめの可能性のある行為」（いじめか否かを検討すべき事項）（9項目）



iv 法の定めるいじめの定義を踏まえ、聴取り調査の結果等から事実として認定したものについて、Aさんの心情を推し量り、その状況下に置かれた際に、心身の苦痛を感じるかどうかという観点からいじめの有無を判断

### ③ いじめの認定

本委員会においては、学校調査委員会の5項目に、1項目を追加し、合わせて下表の6項目を「いじめ」と認定した。

	本委員会における認定	学校調査委員会における認定
1	LINE上の脅迫的な書き込み (6月28日)	同左
2	お風呂セット隠し(6月頃)	同左
3	携帯電話(iphone)の無断使用(6月頃)	同左
4	卒業アルバムの落書き(時期不明)	同左
5	身体的特徴についての悪口 (7月8日より前)	身体的特徴についての笑い (5月～6月頃)
6	寮のLINEグループのトップ画への写真 掲載及びグループ名の書換え (5月～6月頃)	—

なお、学校調査委員会が認定した「5 身体的特徴についての笑い」は、「同じ寮の1年女子生徒Bさん、以下『Bさん』という。）から言われた場面」と「寮の先輩から笑われた場面」の二つの場面が含まれていると判断し、後者については、複数の証言が得られなかったため、本委員会の認定基準に照らし「確かだと確認できない」として事実と認定せず、Bさんからの「身体的特徴についての悪口」に限定して「いじめ」と認定した。

また、「6 寮のLINEグループのトップ画への写真掲載及びグループ名の

書換え」については、学校調査委員会では、AさんとBさん等との間には口げんかや互いの写真を無断でLINE上に掲載する行為があったことや、AさんがAさんの出身中学校生徒のLINEグループにBさんの悪口を書き込んだことから、行為の「双方向性」が確認できるため、「いじめ」と認定されなかった。しかしながら本委員会では、「双方向性」はあるものの、次のようにAさんの心情を分析し、Aさんが心身の苦痛を感じたと推察されることから「いじめ」と認定した。

\*LINEグループのトップ画に自分の顔写真を載せられ、そのグループ名を屈辱的な名称に変更されたのは、明らかにAさんに向けた嫌がらせであり、辛く悲しい思いをしたものと思われる。

本委員会でいじめと認定した行為は以下のとおりである。

《1》LINE上の脅迫的な書込み（6月28日）

Bさんが、Cさん(寮生、以下「Cさん」という。)の携帯電話を借りて、LINE上で「レスキュー隊呼んどけよ」等の脅迫的内容の書込みをした。

《2》お風呂セット隠し（6月頃）

休養室に置いていたAさんの洗面用具をBさんが隠したことがあった。

《3》携帯電話（iphone）の無断使用（6月頃）

Bさんが無断でAさんの携帯電話を開いて見ようとした。

《4》卒業アルバムの落書き（時期不明）

Aさんが大切にしていた中学校の卒業アルバムにいたずら書きされた。

《5》身体的特徴についての悪口（7月8日より前）

Bさんは、Aさんが以前からコンプレックスを持っていた身体的特徴のことについて、揶揄することが何度かあった。

《6》寮のLINEグループのトップ画への写真掲載及びグループ名の書換え（5月～6月頃）

BさんがAさんの顔写真を寮のLINEグループのトップ画にし、グループ名に変なあだ名を付けた。

なお、遺族から調査の要望があった「夏季休業中にもいじめがあったかどうか」については、学校調査資料や追加の聴取り調査により改めて検討を行ったが、いじめがあったことを示す根拠資料や証言は確認できなかった。

#### ④ Aさんの自死の背景

本委員会は、Aさんがなぜ自死にまで至ったのか、その背景を探るために、生徒や教職員からの証言や聴取り結果等から、Aさんが置かれていた状況やその時の心情を分析し、次のように推察した。

4月に親元を離れ高校での寮生活を開始。しかし、休養室以外での会話禁止、弁当箱洗いや炊事当番等を1年生に割り振ることなど、「裏寮則」と呼ばれる事実上の決まりがあった。特に「弁当箱洗い」は運動部未加入者4名で行っており、分担の実態について著しいアンバランスが生じていた。寮生活の厳しい現実、新生活に期待をもっていたAさんにとって心理的負荷を感じる要因であったと考えられる。

それに加え、当初仲の良かったBさんとの関係は、寮の決まりや仕事等をめぐって口げんかに発展し、6月にかけて対立はエスカレートした。寮の中では話せる相手もいないので、地元の友人に気持ちを理解してもらいたい思いで、地元友人のLINEグループに「Bさんの悪口」を書き込んだところ、それがBさん本人に伝わってしまった。このことにより、Aさんは安心して自分の気持ちを吐露できる場所を失ったと感じた可能性がある。

また、他の寮生は、Aさん、Bさん双方に関わることを避け、一定の距離をとっていたことから、Aさんは「自分が孤立している」と感じた可能性がある。6月末に、母親との電話で、「寮に味方はいない」と話していることから、そのことが窺える。中学校ではリーダー的存在であったAさんにとって、寮の中に自分の居場所がない状況は自尊心を低下させる要因になったと考えられる。

さらに、この母親への電話で「寮をやめたい」と告げており、この頃、Aさんの「寮をやめたい」という気持ちはピークに達していたと考えられる。7月上旬に、舎監長によるAさん、Bさん及びCさんの3人の『話し合い』が行われ、『脅迫的書込み』後のBさんに対する恐怖心や怒り等は概ね解消されたと推察されるが、今後も一緒に寮生活を送ろうという気持ちには至っていないと考えられる。

夏休み前には、多くの友人や寮生に「夏休み明けには退寮する」と話しており、Aさんとしては、帰省中に両親に相談すればやめられると思っていた可能性はある。少なくとも、この頃は絶対に退寮するという強い意志が窺える。

退寮について、7月下旬に、Aさんは「寮をやめたい。先生と親から説得されてやめられない。」とLINEのタイムラインに書き込んでおり、先生や親に自分の気持ちを理解してもらえないと感じていたことが窺える。

また、8月上旬の家庭訪問時、寮を続けるという話が出たことから、Aさんは、やはり退寮はなくなったのだと悟ることになったと考えられる。

これ以降、Aさんは徐々に昼夜逆転生活となり、部屋に鍵をかけ、食事とトイレの時以外、部屋から出てこなくなった。当時の本人の様子について、父親の証言によると「8月に入ってからうつに近い状態だったように感じ」にもあるとおり、この頃は「うつ状態」となっていたものと判断される。

上記の分析に基づき、本委員会として自死の背景については以下のとおりと判断した。

【本委員会】

本事案においては、「遺書」その他事実を明確化する資料が遺されていないこともあり、自死に至った直接の原因（きっかけ）は特定できなかった。

「いじめ」や寮生間のトラブルは、寮における決まり事や役割、人間関係等の諸要因と相まって、「これ以上、寮生活を続けたくない」と思うきっかけになったことは否定できない。

Aさんが置かれた状況から推察すると、夏季休業終了を控え、「寮をやめたい」という願いが叶いそうになく、「うつ状態」が改善されないまま自死へとつながったのではないかと考えられる。

なお、学校調査委員会の見解は次のとおりである。

【学校調査委員会】

（Aさんの自死の背景）

・・・・・・・・・・・・・・・・ 略・・・・・・・・・・・・・・・・

Aさんは夏季休業中も級友に相談したり、両親に「学校をやめたい」と言ったりして、自分の気持ちを理解してもらう努力をしたが、最終的には諦め、その絶望感により「うつ状態」に陥った。そうした状態のときに、特定はできないが、何らかの理由で自死に至った可能性が高い。

（Aさんの自死といじめの因果関係）

本事案に関して、Aさんが自死する原因になった特定の行為（いじめ）を認めることはできなかった。すなわち、本委員会で新たに認定したいじめも含めて、寮において発生したAさんに対する5つのいじめが、Aさんの自死に直接的な影響を与えたとは認め難いという判断に至った。

上記の学校調査委員会が示した「Aさんの自死の背景」は、調査により得られた様々な情報を総合的に分析評価して結論づけられたものであったと考えることができる。

しかし、「Aさんの自死といじめの因果関係」については、本委員会では、「本事案においては、「遺書」その他事実を明確化する資料が遺されていないこともあり、自死に至った直接の原因（きっかけ）は特定できなかった。」という見解であり、学校調査委員会の見解と異なっている。



### (3) 学校における再発防止等のための取組みについての検証

#### ① 学校の組織体制・教育相談体制について

- ・ Aさんが、早い段階で舎監や養護教諭に対し寮をやめたいと吐露していたことや、生徒理解調査（シグマテスト）に見られた当時のAさんの心理状況について組織的に共有されなかったように、生徒が発したサインを拾い上げるような「教育相談体制」が十分には機能していなかった。

#### ② 寮に対する学校の関与について

- ・ 初めて親元を離れて暮らす寮生に対しては、スクールカウンセラーや養護教諭等専門的な知識を有する者を活用したメンタル面のケアが必要であった。

#### ③ 情報モラル教育の取組みについて

- ・ 情報モラル教育は、高校3年間を通じて計画的に行うこととなっていたため、入学間もない1年生に対しては、その取組みが十分浸透していなかった。

#### ④ 事案発生後の対応

- ・ Bさんも含め、生徒たちに対して、本事案についての振り返りを促すような機会を設けることができなかった。
- ・ 事案発生後、遺族と学校間で十分な意思疎通ができていたとはいえ、遺族の心情に寄り添った学校との調整役を担えるようなスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用が必要であった。

## 6 提言

本項では、今後、重大事態が発生した場合における対応のあり方と、このような不幸な事案を再び繰り返さないための方策について提言する。

### <重大事態が発生した場合の対応>

#### ① 調査について

- ・ 自死の背景として「学校要因の可能性がある場合」や「遺族から更なる調査要望がある場合」は、自死の事実を生徒や保護者に伝えることを前提とした「詳細調査」の実施について早期に遺族と協議を行うべき  
また、教育委員会は、「詳細調査」の実施について適切に学校を指導すべき
- ・ 学校主体の調査では、学校の教育活動に支障が生じるおそれもあることを想定して、現在の規則において、調査主体を学校に限定している点については、検討すべき

#### ② 遺族への対応について

- ・ 学校は、遺族に対して、調査の手順などについてあらかじめ丁寧に説明をし、共有化を図るべき

<再発防止に向けて>

① 学校への提言

- ・重大事態が発生したこの事実を重く受け止め、教職員や生徒の「いじめ」の正しい理解に徹底的に取り組むべき
- ・教職員は、「いじめはどの子にもどの学校でも起こり得る」という意識を常に持ち、生徒の表面的な発言や表情のみに左右されず、本心の把握に努めるべき
- ・校長は、寮内のことを舎監グループ任せにするのではなく、スクールカウンセラー等の活用を図りながら寮生の状況を把握し、適切に寮を管理運営するべき
- ・学校は、特に高校1年生について、入学と同時に情報環境や交友関係に大きな変化が生じるときでもあることから、早い段階で重点的な情報モラル教育を行うべき

② 教育委員会への提言

- ・携帯電話やスマートフォン等の利用に際し、他者への思いやりやマナーなど基本的なことが生徒に定着していないという状況があることから、情報モラル教育について、人権尊重の視点に立った、家庭や地域と連携した取組みを充実させるべき
- ・県内各地の中学校を卒業した生徒が、親元を離れ高校付設の寮で生活する例も少なくないことから、県全体として寮の適切な管理運営に向けた取組みを推進すべき